



## 1号 千地申 「第32回定期大会」の発言に踏まえた団体交渉 3回目③

13. 社員の私物管理は、プライバシーの観点から組合員自身が行うようにすると共に、乗務員カバンを開けさせるなどの行為を行わないこと。

(会社) 社員の私物は、社員が責任を持って管理する。私物の携帯電話が袋に入っていることの確認はあるが、乗務に支障をきたさないようにしている。

**⇒開けさせること自体をやめるべきとの主張に対しては認識一致せず！  
しかし、乗務に支障をきたさないよう添乗者などが乗務員に配慮することを確認！**

14. 指導操縦者の選定方法を明らかにすること。また、上位職試験受験の有無を基準にしないこと。

(会社) 「試験を受けていないから選ばない」ことはない。試験受験は様々な要素の一つであり、総合的に勘案して指定している。なお、選定には「労働組合への加入の有無」は関係ない。

**⇒技術力や指導力などを総合的に勘案して選定していることと、労働組合加入の有無や、どの労働組合に所属しているかについては指導操縦者選定には影響しないことを確認！**

15. 内房線のご利用を促進するため、日中帯における君津駅での折り返し運転を取りやめ、乗り換えのない直通運転とすること。また、館山駅での接続時間が長大であるため改善を図ること。

(会社) 前回改正で大きく改善。引き続きお客さまの声とご利用状況を見ながら改善したい。

16. 大網駅における乗り換え時間については、全列車で5分以上を確保すること。

(会社) 乗換時間が難しい駅だが、降車時にエスカレーター前となるよう案内する等、知恵を出していく。

17. 営業職場におけるセルフ購入率向上の取組みは、過度に取り組みられていることから取り止めること。

(組合) セルフ購入率が上がらない時に、社員自らが回数券を購入する実態や、窓口を閉めてMV案内をしている実態があると聞く。過度であり、このようなことはやめること。

(会社) 回数券の事象についてはあってはならない。また、窓口を閉めてMV案内を行うことは作業ダイヤ違反であり営業事故を招く。マルス不具合時などを除きやってはならない。セルフ購入率向上を行う場合は箇所内で合意形成を図り、チームワークを発揮することが大切。過度な取り組みの実態があると知得した場合は、今後も(労使で)情報共有したい。

**⇒セルフ購入率向上の必要性は認識一致しつつ、過度で本末転倒になっている場合は労使で協力して是正していくことを確認！**

18. 賃金控除依頼書の手交については、交付時および提出時に混乱が生じないようにすること。また、原紙については各現場に配備すること。

(組合) これまで、現場には賃金控除依頼書のストックは無いとされてきた。しかし、本人が意思を示していないにも関わらず賃金控除停止依頼書を渡されたとの報告がある。本人が請求していないのに賃金控除停止依頼書が現場にあり、渡されているのは問題だ。

(会社) 過去に現場での管理ができなかったため、支社勤労課にて(ストックを)管理している。賃金控除依頼書も賃金控除停止依頼書も、本人の意思で本人が現場長に申告する。そして現場長が申告された枚数を勤労課に請求する。本人が意思を示していないのに渡すことがあってはならない。会社として事実確認する。

(組合) 賃金控除依頼書も賃金控除停止依頼書も、本人が請求すれば現場長は淡々と対応するのか。  
(会社) そうである。本人の意思に基づき現場長が勤労課に請求する。

**⇒大切なのは「社員本人の意思」！賃金控除に関する依頼書を本人の意思に関係なく手渡すことがあってはならないことを確認！**

**全項目交渉終了！  
安心して働ける職場を創るため、  
今後も真摯に労使議論を重ねます！**